

男女共同参画にかかる総合情報発信サイト開設及び広報促進業務委託 仕様書

1 事業目的

本市では、大阪市男女共同参画推進条例第 11 条において「男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」としている。

また、「大阪市男女共同参画基本計画～第 4 次大阪市男女きらめき計画～」(以下、「本件計画」という。)においても、施策分野 I として「男女共同参画に向けた意識改革」を掲げており、男女共同参画社会の実現には、男女が性別に関わりなく社会のあらゆる分野で、ともに喜びも責任も分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要であるという考え方について、理解を促進し、意識を育てていくことが必要である。

本事業は、今まで男女共同参画へ興味関心のなかった層に対して意義効果を発信し、働きかけることで、新たに興味関心を持つ層の掘り起こしを図るために実施する。

2 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 事業内容

各業務にあたっては、受注者において、今まで男女共同参画へ興味関心のなかった幅広い層、特に男性や若年層（高校生・大学生などの学生）、ビジネス層（主に 10 代～50 代の年齢層を想定）に対して興味関心を喚起できるよう、適切なターゲティングを行ったうえで実施すること。提案にあたっては本件計画や「令和 7 年度大阪市男女共同参画にかかる市民意識調査」等により男女共同参画施策の意義等や現状について十分理解したうえで行うこと。

《大阪市男女共同参画施策の意義等や現状にかかる参考情報》

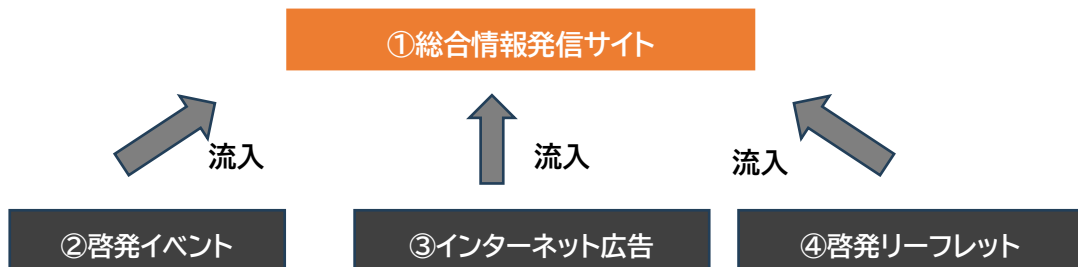
- ・「大阪市男女共同参画基本計画～第 4 次大阪市男女きらめき計画～」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000675891.html>)
- ・「令和 7 年度大阪市男女共同参画にかかる市民意識調査」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000673972.html>)

【業務概要】

- ①総合情報発信サイトの開設
- ②啓発イベントの企画・実施
- ③インターネット広告の実施
- ④啓発リーフレットの作成

上記各業務の実施にあたり、①の総合情報発信サイト（以下、「本件サイト」という。）を本事業の基盤として作成したうえで、②③④の業務を実施することにより、総合情報発信サイトへの流入を促し、事業効果の発現を促し、各業務間のシナジー効果を図ること。各コンテンツの作成にあたっては、デザイン等に統一感を持たせることで、スムーズに総合情報発信サイトの閲覧に繋がられるよう工夫すること。イベントの実施にあたっては、参加者が総合情報発信サイトに興味を抱くことができるよう工夫すること。

【事業イメージ】



【想定事業スケジュール】

	令和8年度						
	6～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①総合情報発信サイトの開設	● サイト開発	● ●	● サイト開設				●
②啓発イベントの企画・実施		● ● ● ● PRイベント広報	● ● ● ● イベント実施	● ● ● ● イベント事後広報			
③インターネット広告の実施				● ● ● ● 広告準備	● ● ● ● ● ● ● ● 広告実施		
④啓発リーフレットの作成	● ● ● ● ● ● ● ● リーフレット作成	● ● ● ● ● ● ● ● リーフレット配布					● ● ● ● ● ● ● ●

※事業実施にあたっては上記のスケジュールを想定しているが、イベントの実施時期等、より高い効果が見込まれる場合はその理由も記載したうえで提案を行うこと。

(1) 総合情報発信サイトの開設

- ・ 総合情報発信サイトの企画・作成・編集・納品を行うこと。
 - ・ サイトでは各種啓発の受け皿となるように、動画やアニメーション等により、以下の情報をわかりやすく発信するページのデザインを行うこと。
 - 男女共同参画社会が実現した社会がどのようなものか
 - 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をもたらす障壁がどのようなものか
 - 「大阪市男女共同参画基本計画～第4次大阪市男女きらめき計画～」の目標と主な施策（施策分野）について
 - ・ サイト作成にあたってイメージについては下記のサイトを参考とすること。

大阪 I R 特設サイト (<https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu220/osakair/>)

副首都ビジョン特設サイト
(https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu300/fukushuto_vision_guide/)
 - ・ 同サイトについては現在インターネット上にある男女共同参画関連のサイト（クレオ大阪、女性活躍推進ポータルサイト等）へのリンクも用意し、大阪市の男女共同参画関連施策の入口としての機能も確保すること。
- (参考) サイトへ掲載が必要となるリンク (例)
- ・ 「大阪市立男女共同参画センター クレオ大阪」
(<https://www.creo-osaka.or.jp/>)
 - ・ 「大阪市立男女共同参画センター 相談窓口」
(<https://creo-osaka.or.jp/soudan/>)
 - ・ 「きらめく女性の応援ひろば～未来へレディ go!～」
(<https://osakaladygo.info/>)

(ア) 企画

- 発注者・受注者間で企画提案書に基づき、サイト作成にかかる打ち合わせを行う。打ち合わせ時期については契約締結後、発注者より調整を行う。
- ホームページに掲載する写真、文書等については、発注者及び受注者で協議し、決定する。発注者が保有している写真、文書等で提供が可能なものについては発注者が提供する。
- サイト作成・編集開始前にサイト内容・構成案を発注者に提出し、承諾を得ること。

(イ) 作成及び編集

- フリーソフト「dddav」を使用し、大阪市のホームページにアップロードするため、対応した規格で作成すること。
- 音声読み上げソフトに対応したものとすること。

- 「大阪市ホームページウェブアクセシビリティ方針」を遵守し、誰もが見やすく、わかりやすい表現でページを制作すること。
- 「大阪市ホームページガイドライン」を遵守すること。
- サーバーサイドのプログラムを用いるような、動的ページは実装できないことに注意すること。
- 閲覧環境は大阪市ホームページに準拠することとし、特定環境に依存しないこと。
- 大阪市が制作したサイトであることを明確にすること。
- 「総合情報発信サイト」の公開期間については単年度ではなく「大阪市男女共同参画基本計画～第4次大阪市男女きらめき計画～」の計画期間中である令和8年度から令和12年度を予定しているため、注意すること。

(ウ) 納品

- サイト運用開始予定日：啓発イベント実施前
- 受注者は、サイト作成完了後、啓発イベント実施予定日の1週間前までに以下の成果品を「12 担当」あてに提出すること。
 - ・サイトマップ、各ページの概要書（電子データ一式、印刷1部）
 - ・ホームページ制作に使用したデータ一式
- 特設サイトは、zip ファイルにそれぞれ必要なデータ(html, css, images)を入れ、納品すること。
- 納入データは、発注者で大阪市サーバーに格納することとする。

提案を求める内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画施策を推進する理由について、その意義等について充分理解したうえで、ホームページ来訪者に対し内容が効果的に伝わるよう、画像及び動画等の内容やデザインについて提案すること。 ・ 過去に作成した同種の作成物があれば提示すること

(2) 啓発イベントの企画・実施

- ・ ターゲット層として想定する若年層（高校生・大学生などの学生）やビジネス層（主に10代～50代の年齢層を想定）が訪れやすい、大阪駅や難波駅、その周辺の大型商業施設等の大阪市内で、特に男女共同参画に対する意識が女性と比較して低い男性を主なターゲットにしたイベントを実施すること。
- ・ イベント内容には「総合情報発信サイト」の紹介を含めること。
- ・ イベントの実施回数については契約期間中1回を想定しているが、より効果が高いと見込まれる場合は複数回実施の提案を行ってもよい。
- ・ 実施にあたっては担当者と内容や構成について事前に協議し、本市の承諾を得ること。

- ・ また、啓発イベントの効果を最大化するために、メディア誘致を行い、様々な媒体にイベント内容が掲載されるよう働きかけること。
- ・ イベント等の実施に必要な会場や各種機材等の申込みは、受注者が行うこと。
- ・ イベント実施にあたっては施設管理者及び他の施設使用者と必要に応じて諸調整（費用負担、イベントの内容に応じて必要となる施設及び設備に関する建築基準法、消防法を始め各種関係法令等の諸調整を含む。）を行うこと。
- ・ イベントの実施において必要な人員、設備など運営体制、必要な資材の調達及び出展物・資機材等の搬出入に関する計画を作成すること。
- ・ 会場設営、撤収や受付など事業開催にかかる運営管理は、施設管理者と調整のうえ、受注者が実施すること。
- ・ イベント開催期間中の来場者の安全を確保するための警備及び火災等発生時の避難に関する計画を作成すること。
- ・ 会場使用料や各種機材のレンタル料、人件費等事業に必要な一切の費用は、委託料に含む。
- ・ 受注者が実施する事業にあわせて、発注者が用意した本市施策等の資料の配布・設置を行う指示があった場合は対応すること。

提案を求める内容

- ・ ターゲット層として想定する今まで男女共同参画に対し興味のなかった層に対しても、来場意欲が高まるような内容を提案すること。また、イベント内容についても来場者の意識変容が期待できるものとする。
- ・ 実施場所、時期、想定来場者数についても提案すること。
- ・ イベントの効果を最大化するために、イベント内容のメディア露出を増やすための方策について提案すること。また、各メディアへの繋がり等、受注者の持つ強みのほか、過去に類似の実績があれば提示すること。

(3) インターネット広告の実施

- ・ インターネット広告を活用し、「総合情報発信サイト」に関する広報・周知を実施すること。
- ・ 広告期間は総合情報発信サイト開設日以降の1か月間とする。
- ・ 広告の手法としてはGoogle、Yahoo、SNS等でのバナー広告を想定しているが、より効果が高いと見込まれる手法がある場合は提案すること。
- ・ バナー広告の制作等、上記を実施するにあたって付随する業務を実施すること。
- ・ バナー広告等の制作の際は発注者と協議のうえ行うこと。制作に必要な経費は、本業務の委託金額に含むものとし、制作に必要な素材の収集など全ての手配は受注者が行うこと。
- ・ クリック数、閲覧した人の属性情報等を検証し、広告期間終了後発注者に報告する

こと。

- ・ 広告の遷移先については本業務で制作する総合情報発信サイトとすること。
- ・ 広告については、障がい者の方等でも等しく情報を取得できるように、アクセシビリティへ配慮すること。
- ・ 現在男女共同参画課として本事業の情報発信のために保有している SNS アカウントは無いが、広告の実施にあたってアカウントの開設が必要であれば、事前に協議し、本市の承諾を得ること。

提案を求める内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 広告を掲載する媒体について提案すること。・ 各媒体ごとに目標とするインプレッション数とクリック数を提案すること。・ 広告に接触した方の興味関心を喚起し、クリックに結び付ける工夫を提案すること・ 過去に作成した同種の作成物があれば提示すること |
|---|

(4) 啓発リーフレットの作成

- ・ リーフレットの内容については男女共同参画施策が推進されることでどのような社会が実現されるかをわかりやすく記載すること。また、大阪市男女共同参画基本計画の内容、各種相談窓口及び総合情報発信サイトについても記載すること。
- ・ デザインや内容については総合情報発信サイトと関連を持たせること。
- ・ 大阪市男女共同参画基本計画の内容、各種相談窓口の情報については、発注者から受注者に情報提供する。
- ・ リーフレットの規格等については下記のとおりとするが、提案者においてより効果的な手法があれば提案すること。
- ・ 校正回数については3回～5回程度を想定している。

(ア) 規格等

- 規格：A4 仕上がり・縦向き・観音開き8P
- 印刷：両面フルカラー・オフセット
- 紙質：コート紙（厚さ110K）
- 印刷部数：10,000部

(イ) 納品

- 啓発イベント実施1週間前までに「12 担当」あてに納品すること。
- 納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。

提案を求める内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ リーフレットの表紙デザイン・紙面構成について提案すること。・ 過去に作成した同種の作成物があれば提示すること |
|---|

4 共通事項

「3 事業内容」の各事業の実施について、次のとおり共通事項を定める。

- (1) 作成物の書体、配色は、誰もが読みやすくなるようユニバーサルデザインにも配慮し、双方協議のうえ、よりよいデザインとすること。
- (2) 必要な素材は受注者において用意すること。ただし、当局で使用している画像等については提供できる場合があるので、担当者と協議すること。
- (3) 事業報告書掲載用に、実施した事業の状況が分かる写真撮影をすること。
- (4) 広報物の制作にあたっては、男女共同参画社会の実現を目指す表現ガイドライン（大阪府府民文化部）、色覚障害のある人に配慮した色使いのガイドライン（大阪府）を確認し、ガイドラインを遵守すること。

男女共同参画社会の実現を目指す表現ガイドライン（大阪府府民文化部）

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/danjo/hyougen.html>)

色覚障害のある人に配慮した色使いのガイドライン（大阪府）

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070050/koho/shikikaku/index.html>)

5 実施計画書等必要資料の作成及び提出

- ・ 実施計画書（事業内容、全体スケジュール等）を契約締結後 14 日以内に提出し、発注者の確認を得ること。また、計画書には、各事業について、実施場所、実施時期、手法等の企画内容を具体的に記載すること。なお、企画内容について受注者の都合による変更は認めない。
- ・ 「3 事業内容」の「(2) 啓発イベントの企画・実施」における、「必要な人員、設備など運営体制、必要な資材の調達及び出展物・資機材等の搬出入に関する計画」及び「イベント開催期間中の来場者の安全を確保するための警備及び火災等発生時の避難に関する計画」については、「11 その他」(9)に定める事業打ち合わせ実施以降、双方協議のうえ、遅滞なく、発注者が指定する期日までに提出すること。
- ・ 「3 事業内容」の「(3) インターネット広告の実施」における報告についてはインターネット広告期間終了後 14 日以内に提出すること。

6 事業報告

全業務終了後、令和 9 年 3 月 31 日（水）までに発注者あて以下の成果物等を提出すること。

なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって発注者に帰属するものとする。

◎ 実施報告書

- A4 サイズ 2 部及び USB メモリー等に格納して納品すること。
- 実施報告書には以下のものを含めること
 - △ 業務に関して作成した全ての成果物

- ・作成した広報物・映像データ等をUSBメモリー等に格納して納品すること。

△ メディア誘致実績に係る報告書

- ・掲載された記事（著作権に留意）、HPなどのWEB情報、SNS、テレビ等での放送動画について、取りまとめた報告書（※USBメモリー等に格納のこと）で提出すること。
- ・なお、テレビ等で放送された動画については、電子データ（USBメモリー等）で提出すること。

7 実施にあたっての留意事項

- (1) 政治的・宗教的中立性を確保して実施すること。
- (2) 本業務に関連して参加者から入手した個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第5号）」に基づき、各条項の規定を遵守し、適切に管理し、本業務に関連する用途以外に使用しないこと。

8 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。また、再委託相手先、再委託内容、再委託金額について公表する。
- (4) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

9 関係法令の遵守

受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法、最低賃金法その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。

10 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、発注者へ実施報告書（別紙）を提出すること。

11 その他

- (1) 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約内容は仕様書及び企画提案書に基づき、発注者と協議のうえ決定する。
- (2) 業務の進行にあたっては、発注者と十分に協議して実施すること。
- (3) 発注者から業務改善を指摘された場合は、必要な措置を取りその改善対策の報告をしなければならない。また、その経過及び改善対策方法の報告書を作成し、指定された期日までに提出しなければならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び当該事業遂行中に疑義が生じた場合を含め、業務の遂行にあたっては発注者と綿密な連絡、報告、協議を行い、発注者より指示等があれば遵守すること。
- (5) 本委託で生じる成果物の著作権については、「著作権に関する特約条項」に基づき大阪市に譲渡すること。
- (6) 本仕様書に基づく全ての業務に関して第三者との間で生じた著作権に係る権利侵害の紛争等については、受注者は、業務委託契約書第 17 条（特許権等の使用）の定めるところにより責任を負うものとする。
- (7) 本業務において発注者から提供された資料、制作した成果物及び書類その他発注者に提出した資料一切について、他の目的に使用してはならない。ただし、発注者の許可を得た場合はその限りではない。
- (8) 本業務の実施にあたって必要な経費は、全て受注者が負担すること。
- (9) 具体的な事業打ち合わせは、契約締結後、3 の各業務の着手前に打ち合わせを行うこととし、進捗については各月の初めに応じて報告を行うこと。仕様書に定めた内容（提案に基づくものを含む）の実施状況、結果等について報告書に記載すること。なお、報告書は、PowerPoint・Word・Excel など、本市において 2 次利用可能な形式にして作成するものとする。
- (10) 受注者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。

- (11) 本庁舎内への搬入・搬出車両入庫の際は、車高 2.1m 以下の車両となるようにすること。車高が 2.1m を超える場合は、事前に発注者と協議し、2.8m を超えないようにすること。

12 担当

大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

TEL:06-6208-9156 FAX:06-6202-7073

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)